

1 計画の位置付け

本プランは、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」。障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画として策定しています。

2 見直しの背景

現プランの策定後の法改正や社会状況の変化、区の取組み状況等を反映し、今後の障害者施策の進むべき方向性を明確にするため、プランの一部見直しが必要となっています。

3 【基本理念】と【基本的方向性】 *変更なし *本編 P.18

【基本理念】

障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現

【基本的方向性】

障害に対する理解や配慮の促進

共生社会実現のための区民、事業者、区の連携、協働

ライフステージを通じた支援の仕組みづくり

地域包括ケアの推進

4 見直しの背景となる主な課題（法改正、社会状況、区民ニーズ等）

＜法改正・国の動向＞

国は「地域共生社会」の実現に向け、障害者総合支援法、児童福祉法、介護保険法等の改正を行っている。医療的ケアを要する障害児への支援に向けて、保健・医療・福祉・教育等の各分野の連携が必要である。

＜社会状況・区民ニーズ等＞

障害者の高齢化を受けて、介護保険の円滑な利用も含め、個々の状況に応じたサービス提供が必要となっている。精神障害者の増加や退院後の支援の必要性を受けて、施策の充実が必要である。障害者の地域生活を支援する総合的な施設として、平成31年4月に梅ヶ丘拠点の障害者施設が開設する。障害者スポーツの推進や、青年・成人期の居場所づくりが求められている。障害者差別解消法の認知度は22.9%（平成28年度区民意識調査）。更なる周知・啓発が必要である。

5 施策の体系 *下線部を変更 *本編 P.24

生活（くらし）

1 生活支援（せいかつ）	(1)在宅サービスの充実 (2)地域移行の促進 (3)日中活動の充実 (4)サービスの質の向上
2 保健・医療（けんこう）	(1)予防の充実 (2)健康づくりの推進 (3)リハビリテーションの充実 (4)医療と福祉との連携 (5)母子保健事業と連携したフォロー体制の拡充
3 生活環境（まちとすまい）	(1)居住支援の充実 (2)ユニバーサルデザインの推進 (3)移動のための支援の充実

社会的活動（かつどう）

4 雇用・就労、経済的自立の支援（はたらき）	(1)就労支援の充実 (2)雇用の促進 (3)工賃の向上 (4)経済的自立の支援
5 教育、文化芸術活動、スポーツ等（そだち・まなび）	(1)早期支援の充実 (2)地域支援の充実 (3)途切れのない支援 (4)教育・保育の充実 (5)配慮が必要な子どもの療育・日中活動の場の確保 (6)生涯学習・余暇活動の推進 (7)スポーツの推進 (8)文化・芸術活動の振興

支援（やねん）

6 情報アクセシビリティ（つながり）	(1)意思疎通支援の充実 (2)行政情報へのアクセシビリティの向上
7 行政サービス等における配慮（さんか）	(1)区職員等に対する研修の促進 (2)合理的配慮の提供 (3)区の政策・施策研成への参画の支援
8 安全・安心（あんしん）	(1)相談支援体制の強化 (2)支援ネットワークの構築 (3)保健福祉人材の育成・確保 (4)家族支援の充実 (5)見守りの推進 (6)防災・防犯対策の推進
9 差別の解消、権利擁護の推進（りかい・まもる）	(1)障害理解の促進 (2)障害を理由とする差別の解消の促進 (3)虐待の防止 (4)権利擁護の推進

6 主な見直し内容 *本編 P.28～

＜個別テーマ＞

＜高齢障害者への支援の充実＞ *本編 P.29
障害者が高齢になっても個々の状況に応じた福祉サービスが利用できるよう、地域障害者相談支援センターとあんしんすこやかセンターの連携、相談支援専門員とケアマネジャーの連携に向け、制度やサービスに関する情報共有のための研修や事例検討等を実施します。

＜医療的ケアを要する障害児と家族の支援＞ *本編 P.29 ほか
保健・医療・福祉・教育等の連携を強化し、関係機関による「(仮称)医療的ケア連携協議会」を設置します。医療的ケアに対応する児童発達支援施設の整備・誘導や相談支援事業所の育成など、成長段階に応じた支援に取り組みます。

＜精神障害者と家族等の支援の充実＞ *本編 P.52 ほか
精神保健の相談について、既存機能の再整理を行い、効果的な支援・サービスの提供に向けて取り組みます。退院後の地域生活の支援、就労支援など、地域での生活に必要な施策・サービスの充実に取り組みます。

＜スポーツ、文化・芸術、余暇活動等の推進＞ *本編 P.45.46
東京2020大会を踏まえ、障害者スポーツの充実や文化・芸術活動の支援に取り組みます。青年・成人期における余暇活動等への支援の充実や居場所づくりに努めます。

＜防災・防犯対策の強化＞ *本編 P.55
災害時の支援に向けた体制整備や、福祉避難所の開設・運営体制の強化を進めます。障害者施設等における防犯設備の整備や、防犯活動などの取組みを強化します。

＜基盤となるテーマ＞

＜地域包括ケアシステムの推進＞ *本編 P.20.52
障害者とその家族の状況に合わせた支援を一体的に提供するため、身近な地区での相談から様々な障害種別に対応した相談まで、一貫した相談支援体制を強化するとともに相談支援の質の向上を図ります。

＜障害理解の促進と障害者差別解消法の周知＞ *本編 P.57.58
障害者差別解消法の周知や障害理解に向けた啓発の強化、障害者差別の解消に向けた実効ある取組みを進めます。

第5期世田谷区障害福祉計画（平成30年度～平成32年度）＜素案・概要＞ *本編P.61～
【第1期世田谷区障害児福祉計画】

1 計画に係る基本的事項 *本編P.61

- (1) 計画の位置付け
障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定します。また、児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」も一体的に策定し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を内包する「世田谷区子ども計画（第2期）（平成27年度～平成36年度）」との整合を図ります。
- (2) 計画期間
平成30年度から平成32年度までの3ヶ年を計画期間とします。
- (3) 計画の対象
障害者基本法に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある区民を対象とします。高次脳機能障害や難病患者を含みます。

2 計画の内容 *本編P.62

計画の実施により達成すべき「成果目標」、「活動指標」、「サービスの見込量」について定めます。併せて、サービスの見込量確保のための方策を定めます。
世田谷区独自の取組みとして、本計画期間中における「重点取組み」についても記載します。

3 計画の評価・検証 *本編P.62

P D C Aサイクルの手法により各年度の取組みを評価・検証し、障害者施策推進協議会・地域保健福祉審議会へ報告し、進行管理を行います。また、自立支援協議会への情報提供を行います。

4 第4期障害福祉計画の実施状況 *本編P.63～

- (成果目標) 福祉施設入所者の地域生活への移行者数は、この2年間で9名と目標を下回っている。
- (活動指標) 生活訓練（機能訓練）や放課後等デイサービスで、サービス提供量が計画を大きく上回っている。
- (主要テーマ) 指定特定相談支援事業者が、2年間で16増加し38事業者となった。短期入所やグループホームの確保に努めた。

5 本計画における「成果目標」と「活動指標」 *本編P.73～

- (1) 「成果目標」
平成32年度末の目標を国の指針に基づき設定します。
福祉施設の施設入所者の地域生活への移行
(内容) 移行者数、入所者数
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
(内容) 関係者による協議の場の設置
地域生活支援拠点(相談、体験の機会・場など5つの機能)等の整備
(内容) 各機能の連携と面的な整備
福祉施設から一般就労への移行等
(内容) 移行者数、職場定着率等
- (2) 「活動指標」*年度ごとに設定
「成果目標」の達成に向け、各事業の実施に関する考え方及び見込量、見込量確保のための方策について定めます。
障害福祉サービス等
(内容) 訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援
地域生活支援事業
(内容) 必須事業：自発的活動支援、意思疎通支援 等
任意事業：訪問入浴サービス、日中一時支援 等

障害児福祉計画 (本編P.75～81)	障害児支援の提供体制の整備等 (内容) 医療的ケア児支援についての協議の場の設置 (平成30年度末まで)、児童発達支援センターの設置等	児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービス (内容) 障害児通所支援、障害児相談支援
	<区独自の取組み> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。 ● 世田谷版ネウボラの推進により、障害の不安や対処方法に関する相談支援にも対応できるように配慮していきます。 ● 児童相談所の設置も踏まえ、関係機関が連携を図り、児童と保護者にとって利用しやすい一体的な支援に取組みます。 ● 発達障害相談・療育センター等での相談対応や療育の充実、発達障害の理解促進、及び社会的自立に向けた支援に取組みます。 	

6 本計画期間における重点取組み *本編P.92～

施策を支える「基盤性」、新たな視点を持って取り組む「先駆性」、世田谷区らしさを表す「象徴性」などを意識し、「参加と協働」の視点を持ちながら、第5期障害福祉計画の期間中に以下の3項目を重点取組みとして施策の推進にあたります。

- (1) 障害理解の促進と障害者差別の解消
区民、団体、事業者等との連携・協働のもと、障害理解の促進と障害者差別解消法の周知、実効ある取組みを進めます。
<取組み>
学校教育を通じた障害理解の推進
商店街との連携・協力による実効ある取組みの実践
障害者差別解消支援地域協議会での課題の共有と、事例を通じた合理的配慮の充実に向けた検討
- (2) 障害者の地域生活の支援
福祉サービスの充実、日中活動や居住の場の計画的整備等により地域の生活支援機能を充実させ、地域包括ケアシステムの推進を受けて相談支援機能を強化します。
<取組み>
グループホームや日中活動の場の確保
医療的ケアの必要な子ども等の支援の充実
地域障害者相談支援センターの対応力の向上
- (3) 障害者就労の促進
障害者個々の特性に応じた支援や、障害者が地域や社会の一員として自らの力を活かせるよう、新たな就労環境の整備等に取組みます。
<取組み>
障害者雇用支援の拡大
「ユニバーサル就労」の開発や身近な場所での就労機会の確保
若者の就労支援等と発達障害の特性への気づきの促進の連携

